日調連発第３７０号
令和２年３月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

第70回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（連絡）

標記運動について、第70回“社会を明るくする運動”中央推進委員会委員長（法務大臣）から、別添のとおり、来る7月を強調月間として、より一層強力に推進することとしているので、協力をお願いしたい旨依頼がありました。

つきましては、各土地家屋調査士会におかれては、この運動の趣旨をご理解いただき、積極的な対応をお願いします。

別 添

法務省秘広第２４号
令和２年３月６日

第７０回“社会を明るくする運動”
中 央 推 進 委 員 会 委 員　殿

第７０回“社会を明るくする運動”
中 央 推 進 委 員 会 委 員 長
法務大臣　森　　まさこ

第７０回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）

“社会を明るくする運動”につきましては，毎年格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和２６年に始まりましたこの運動は，回を重ねるごとに地域に根ざし，全国的な運動として発展してまいりました。記念すべき第７０回となる本年も，本運動に対する国民の皆様の御理解と御協力を求める内閣総理大臣からのメッセージが別紙のとおり発せられ，政府全体の取組として，別添実施要綱等に基づき，より一層強力に本運動を推進することとしております。

つきましては，貴庁所管又は貴団体傘下の地方関係機関・団体等に対し，内閣総理大臣メッセージ等の資料の配布等を通じて本運動の趣旨を周知いただき，強調月間を中心とした広報ポスターの掲出及び中央又は地方推進委員会事務局から別途依頼をさせていただく諸行事への参加等の協力について格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

第７０回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～
実施要綱

中央推進委員会

１　この運動の趣旨

すべての国民が，犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため，“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～を推進する。

２　この運動が目指すこと

（目標１）　犯罪や非行を防止し，安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと

（目標２）　犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように，その立ち直りを支えること

３　この運動において力を入れて取り組むこと

（１）　犯罪や非行をした人の立ち直りを支え，再犯を防止することの大切さや，更生保護の活動について，広く知ってもらい，理解を深めてもらうための取組

（２）　保護司，更生保護女性会会員，BBS 会員，協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

（３）　犯罪や非行の防止や，犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し，多くの人に支え手として加わってもらうための取組

（４）　民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ，犯罪や非行をした人が，仕事，住居，教育，保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

（５）　犯罪や非行が起こらないよう，若い人たちの健やかな成長を期する取組

４　この運動の組織

この運動は，中央推進委員会並びに都道府県推進委員会及び市区町村等を単位とする地区推進委員会により推進する。

（１）　中央推進委員会

中央推進委員会は，別添掲記の機関・団体の代表により組織し，次のような活動を行う。

① この運動の方針を定めること

② この運動の名称を全国に周知すること

③ この運動を推進するための内閣総理大臣メッセージ，犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」及びマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん・サラち

ゃん」等を全国に周知すること
④ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の組織化又は組織強化を促すこと
⑤ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の活動を支援すること
⑥ 都道府県推進委員会及び地区推進委員会の間の連絡調整を行うこと
⑦ この運動の実施結果を取りまとめること

（２） 都道府県推進委員会・地区推進委員会

都道府県推進委員会及び地区推進委員会は，都道府県，市区町村等を単位として広く関係機関・団体の参加を得て組織し，中央推進委員会と連携しつつ，次のような活動を行う。

① 地域の実情に応じ，この運動において力を入れて取り組むことを参考に，この運動が目指すことに寄与する活動を行うこと
② この運動が目指すことに寄与する活動を行う団体又は個人に対し，支援及び協力を行うこと

５ 強調月間

７月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また，再犯の防止等の推進に関する法律において，同じく７月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

別　紙

中央推進委員会の取組

○　シンポジウムやトークショーなどの開催による広報啓発活動

○　学校・福祉関係者等を対象とした「保護観察官による更生保護出張講座」

○　「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～作文コンテスト」

○　第６２回全国矯正展（全国刑務所作業製品展示即売会）

○　東京藝術大学と連携したワークショップの実施

○　この運動に参加する関係機関・団体の機関誌等を通じた理解促進

○　ポスター，パンフレット，幸福の黄色い羽根等の配布や，ＳＮＳ等の多様な広報媒体を活用した効果的な広報を行うための支援

○　その他この運動の全国的展開に資する活動に対する支援・協力

中央推進委員会を構成する機関・団体一覧

別　添

［官公庁］
最高裁判所　内閣府　警察庁　金融庁　消費者庁　復興庁　総務省　法務省　文部科学省
厚生労働省　農林水産省　経済産業省　国土交通省　外務省　財務省　環境省　防衛省　最高検察庁
［司　法］
日本弁護士連合会　日本司法書士会連合会　日本公証人連合会　日本司法支援センター
［士業団体］
日本行政書士会連合会　日本税理士会連合会　全国社会保険労務士会連合会　日本土地家屋調査士会連合会
［警　察］
（公財）全国防犯協会連合会　（一財）全日本交通安全協会　（公社）全国少年警察ボランティア協会
［自　治］
全国知事会　全国市長会　全国町村会
［金融関係］
（一社）全国銀行協会　（一社）全国信用金庫協会　（一社）全国地方銀行協会
（一社）第二地方銀行協会　金融広報中央委員会
［経済・産業］
（一社）日本経済団体連合会　日本商工会議所　全国商工会連合会　全国中小企業団体中央会　石油連盟
全国商店街振興組合連合会　全国石油商業組合連合会　（一社）日本百貨店協会　（一社）日本民営鉄道協会
（公社）日本バス協会　（公社）全日本トラック協会　（一社）日本自動車整備振興会連合会
（一社）全国ＬＰガス協会　（一社）全国建設業協会　（公社）日本中国料理協会
全国興行生活衛生同業組合連合会　全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
（一社）日本アミューズメント産業協会　（一社）建設産業専門団体連合会
［労　働］
日本労働組合総連合会　労働者福祉中央協議会
［農　業］
（一社）全国農業協同組合中央会
［社会・厚生］
（福）全国社会福祉協議会　全国民生委員児童委員連合会　（福）中央共同募金会
（福）テレビ朝日福祉文化事業団　（福）ＮＨＫ厚生文化事業団　（公社）日本社会福祉士会
（公社）日本精神保健福祉士協会　全国地域活動連絡協議会　（一財）児童健全育成推進財団
（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター　（一社）日本臨床心理士会
（一社）全国地域生活定着支援センター協議会（一社）日本公認心理師協会（一社）公認心理師の会
［教　育］
全国高等学校長協会　全日本中学校長会　全国連合小学校長会　（公社）日本ＰＴＡ全国協議会
（一社）全国高等学校ＰＴＡ連合会　（公社）全国公民館連合会　法科大学院協会
（一社）日本ソーシャルワーク教育学校連盟
［文化・芸術］
（公社）日本将棋連盟　（公財）日本棋院　（公財）日本美術院
（公財）文化財保護・芸術研究助成財団　（一社）落語協会　（公社）日本作曲家協会
［報道関係］
（一社）日本新聞協会　日本放送協会　（一社）日本民間放送連盟　（公社）ＡＣジャパン
［スポーツ・体育］
（公財）日本スポーツ協会　（一社）日本野球機構　（公社）日本プロサッカーリーグ　（一財）全日本剣道連盟
（一財）全日本剣道道場連盟　（公財）全日本柔道連盟　（一財）日本フットサル連盟　（公財）ＪＫＡ
（一財）日本ボクシングコミッション　（公社）日本アメリカンフットボール協会　（一社）日本女子プロゴルフ協会
（公財）日本ラグビーフットボール協会
［青年運動・女性運動］
全国地域婦人団体連絡協議会　日本青年団協議会　（一社）日本勤労青少年団体協議会
（公社）全国子ども会連合会　（公財）ボーイスカウト日本連盟　（公社）ガールスカウト日本連盟
［その他］
（公財）日本宗教連盟　（公財）交通道徳協会　（一財）平和協会　（公財）あしたの日本を創る協会　日本赤十字社
（公財）日本財団　（公財）日立財団
［法務省関係］
（公財）矯正協会　（公財）全国教誨師連盟　（公財）全国篤志面接委員連盟　（更）日本更生保護協会
（更）全国保護司連盟　（更）全国更生保護法人連盟　日本更生保護女性連盟　（特）日本ＢＢＳ連盟
（更）立川更生保護財団　（認特）全国就労支援事業者機構　全国人権擁護委員連合会
※事務局長は，法務省大臣官房秘書課長とし，事務局は，法務省保護局更生保護振興課に置く。

＜略号＞（公社）：公益社団法人，（一社）：一般社団法人，（公財）：公益財団法人
（一財）：一般財団法人，（福）：社会福祉法人，（更）：更生保護法人
（特）：特定非営利活動法人，（認特）：認定特定非営利活動法人

第７０回“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に向けて

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。昭和２６年に始まり、毎年多数の御参加を得ながら広がり、本年、記念すべき第７０回を迎えました。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを再び地域の輪に迎え入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることで、誰もがやり直し、活躍できる社会を構築することが重要です。保護司を始め地域の皆様が中心となり、国、地方公共団体、民間が“Hand in hand”、共に手を携え、更生保護のネットワークを広げるべく取り組んでいます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、世界から集う多くの方々が、我が国において、温かな励ましの笑顔にあふれた「明るい社会」、誰もが「ＲＥ：スタート」できる社会を体感していただくことは、世界平和にも通ずるものと確信しております。

“社会を明るくする運動”の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

内閣総理大臣　安倍晋三